

ファックスネットワークサービスの利用規約の新旧対照表

(旧規定)

第 20 条 (本サービスの種類)

1. 当社が一般的に提供する本サービスの種類およびその内容は、下記のとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。

サービスの種類	サービスの概要
L-net 一斉同報サービス	事業用電気通信設備および蓄積交換機の組合せによる F A X 同報サービス。
Host to FAX、および Auto 帳票サービス	契約者のホストコンピュータやパソコンと蓄積交換機を接続し、コンピュータ内の情報を直接 F A X に配信・同報するサービス。

(新規定)

第 20 条 (本サービスの種類)

1. 当社が一般的に提供する本サービスの種類およびその内容は、下記のとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。

サービスの種類	サービスの概要
L-net 一斉同報サービス	事業用電気通信設備および蓄積交換機の組合せによる F A X 同報サービス。
AUTO 帳票サービス	事業用電気通信設備および蓄積交換機の組合せによるインターネットを利用したファクシミリの送信サービス。
AUTO帳票EX Formサービス	契約者の指定する宛先へWEBフォームのURLを電子メールで送信し、入力されたテキスト情報をテキストファイル形式で取得できるサービス